

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市立認知症高齢者グループホームの利用の制限
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第9条
所管部室課名	福祉部高齢福祉室
処分基準	<p>(利用の制限等)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p>
最近改正年月日	—